

加治木中学校いじめ防止基本方針

【学校教育目標】
 (自律)自ら考え、判断し、行動できる
 (共生)他者を尊重し、対立から合意を導くことができる
 (創造)多用な人々と協働し、新たなアイデアを生み出すことができる。

【関係機関等との連携】
 ・市教育委員会
 ・警察
 ・医療機関
 ・児童相談所
 ・市役所
 ・スクールソーシャルワーカー
 ・スクールカウンセラー等

【いじめ対策委員会】
 ・目的・役割
 いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員や専門的な知識を有する関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織で、年間計画の作成・実行・検証・修正の中核である。学校の取組が計画通りに進んでいるかのチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証等をPDCAサイクルで行っていく。
 ・組織構成
 校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導係、養護教諭、SSW、SC、その他必要に応じた関係者及び外部専門家

【家庭・地域との連携】
 ・PTA生活指導部
 ・学校評議員会
 ・学校関係者評価委員会
 ・民生委員等

【教育活動の重点】
 <全教育活動において>
 ○生徒の実態を的確に把握し、いじめ・不登校早期発見・早期対応に努める。
 ○いじめ・不登校対策検討委員会を中心に全職員での指導態勢を確立する。
 ○教育相談を充実させ、生徒理解に立った指導に努める。
 ○生徒会による自浄能力を高め、正義の通る校風樹立に努めさせる。

【いじめの防止】
 ○教師
 ・学級経営の充実⇒生徒に対する受容的、共感的態度により、生徒一人一人の良さが発揮され、互いを認め合う学級作り。
 ・授業中における生徒指導の充実⇒自己存在感等、自己決定のある授業及び楽しい分かる授業を通して、生徒の学び合いを保障する。
 ・道徳、学級活動⇒いじめを題材として取り上げ、指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業作り。
 ・学校行事、生徒会活動の充実により、他と共働し、他を尊重する風土作り。
 ○生徒
 「学校は、誰もが平等に安心して生活できる場所である」ということを認識し、いじめは絶対に許されないということを全教育活動を通して理解させる。
 ○保護者
 ・いじめ問題はどこにでも誰にでも起こりうるということを認識し、地域社会・学校みんなで子どもを育てていくという意識を持つ。また、子どもがストレスに適切に対処できるように、日頃から子どもの様子をよく観察し、助言したり、温かく見守ったりする。

【生徒指導体制】
 ○生徒指導部会(毎週一回、各学年生徒指導係により、各学年の事例と対策を話し合い、話し合った内容を全職員に周知・共通理解し、実践)
 ○特別支援委員会(毎週一回、各学年特別支援係により、各学年の事例と対策を話し合い、話し合った内容を全職員で共通理解し、実践)
 ○生徒指導上の緊急体制の確立と徹底を行う。

○人権標語等の募集・掲示
 ○家庭、地域や関係機関との連携を密にし、開かれた学校・学級経営に努める。

【いじめの早期発見】
 ○日頃から生徒との信頼関係構築に努め、生徒が出すサインを見逃さないようにする。
 ○定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、生徒が相談しやすい環境を整え、いじめ問題の実態把握に努める。
 ○生徒は、悩み等がある場合、一人で抱え込まず、先生や保護者にすぐに相談する。
 ○保護者は、日頃から子どもの様子を注意深く観察し、子どもの変化に気づく努力をする。更に、問題発見時はすぐに学校に相談し、関係機関と連携して問題解決に当たる。

○生徒指導主任を中心として縦横の連携をとり、迅速に対応する。
【相談体制】
 ○生徒が相談しやすい環境作り(教育相談の実施、担任以外でも相談できる環境の整備)に努める。
 ○職員研修の充実(年度当初教職員の意識の向上を図り、事例研修や問題点の共通理解、対応)

○学校ネットパトロール事業検索結果の活用
 ○SC、SSWとの連携
 ○啓発資料の活用

【いじめに対する措置】
 ○いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、いじめ・不登校対策検討委員会を中核として速やかに対応し、被害にあった生徒を守り通す。
 ○教職員は、事実をよく把握した上で、被害者・加害者の生徒の心のケアを行い、再発防止に向けて指導する。
 ○重大ないじめ問題と認められる場合は、直ちに関係機関と連携して対応していく。
 ○被害にあった生徒は、聴取を受け、その生徒の状態に応じた継続的な支援を受ける。
 ○加害者となった生徒は、再発防止に向けて適切な指導を受けるとともに、生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を受ける。
 ○いじめ問題に関係のある学級・学年では、事実を明らかにした上で、それぞれに応じた聴取や指導、心のケアを受ける。
 ○被害者・加害者の家庭は、要望や意見の聴取を受け、事実を把握し、これからの生徒の指導・支援に学校・関係機関と連携を図りながら当たる。
 ○重大な事案の場合、臨時のPTA総会を開き、事実を確認し、今後同じことが起こらないようにこれからの対応について話し合う。

○職員研修の充実(年度当初教職員の意識の向上を図り、事例研修や問題点の共通理解、対応)
 ○学校ネットパトロール事業検索結果の活用
 ○SC、SSWとの連携
 ○啓発資料の活用